

## 夢洲 IR カジノ・万博「再質問」への大阪市の回答

大阪 IR アセス、万博アセス、地盤改良工事等への再質問・要請文に対する回答が、大阪市環境局長名で夢洲懇談会に届いた。9月5日に提出したので、回答にかなり時間がかかった。大阪市環境局だけでなく、IR 推進局・大阪港湾局・万博推進局に関わる事項も多く、局間調整が長引いたためであろう。夢洲 IR 差し止め訴訟に関係する点を中心に紹介する。

2-①(1)夢洲 IR 用地に大阪市が負担することについて―「(前略)これまでの埋立地においては、液状化の調査結果等がない状況で、瑕疵担保、契約不適合責任を負わないという特約を付したうえで、一般競争入札により価格競争のうえ、土地売却等を実施しております。一方で、IR の事業者公募については、賃料を固定したうえで、IR 用途に限定し、事業者から IR 事業の提案を求めるスキームで、これまでのスキームとは異なるものであり、また、公募段階で液状化層の存在等が判明したものです。」

2-①(2)「本市は、土地課題対策に要する費用の負担にかかり、その実施内容及び費用負担の妥当性を確保し、適切に管理するための枠組みを構築することとしています。具体的には、事業者との契約等において、土地課題対策の実施契約に係る事前協議、並びに、本市の負担額認定の考え方や認定手順等を定めることとしており、本市の負担額の認定手続きとして、例えば、土地課題対策に係る工事の着工の3ヶ月前までに、SPC に対して、設計図書、数量計算書、積算資料、工事計画図面等資料の提出を義務付け、これらを踏まえて、本市は予定価格の算出等の検討を行い、本市の負担に係る概算予定額の認定を行うこととしています。さらに、対策工事の完了後には、SPC に対して出来形報告書、出来高報告書等の提出を義務付け、これらを踏まえて、本市の最終的な負担額の認定を行うこととしています。」

2-①(3)この地盤改良事業が環境アセスメントの対象でないとする根拠を明示いただきたい―「液状化対策の検討にかかり、大阪府・市は令和3年12月1日に「IR 予定区域等における液状化対策に関する専門家会議」を設置し、専門的・客観的な立場からの専門家の助言を受けながら、その対策内容等を決定していくこととしています。現時点においては、対策内容は詳細を検討中ですが、液状化対策等にかかる施行区域の面積は、50ha 未滿となるため、事業規模から大阪市環境影響評価条例の対象事業に該当しないものです。」

2-①(3)に関して、環境局作成の8月30日協議の議事録(要旨)では次のように記載されていた。「地盤改良工事は、土地所有者として大阪市が主体となって土地造成のために実施する事業ということであり、IR 事業とは別事業であることから、環境影響評価の対象となっていない、というのが回答の趣旨である。環境影響評価の対象は(同条例施行規則)の別表1で規定されており、当該地盤改良工事等はそのいずれにも該当しない。」

(2022年10月24日)